

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。
(平成 30 年 3 月 22 日 奈良県指令農経第 208 号)
- 2 第 1 章総則において、第 2 条第 1 項第 4 号及び第 10 号、同条第 5 項、第 6 項及び第 10 項、第 4 条第 2 項第 7 号については、当分の間、適用しない。
- 3 第 2 章農作物共済において、第 39 条については、当分の間、適用しない。
- 4 第 4 章果樹共済において、第 77 条第 4 号、第 6 号、第 7 号及び第 11 号、第 80 条第 1 項第 4 号、第 82 条、第 84 条第 3 項、第 86 条第 2 項、第 87 条第 3 項、第 89 条第 1 項第 3 号、同条第 3 項、第 4 項及び第 5 項、第 90 条第 2 項、第 92 条第 3 項、第 6 項、第 7 項及び第 8 項については、当分の間、適用しない。
- 5 第 5 章畑作物共済において、第 101 条第 1 項第 2 号、第 104 条第 2 号、第 105 条第 2 号、第 108 条第 1 項第 3 号、第 111 条第 3 項、第 117 条、第 118 条については、当分の間、適用しない。
- 6 第 6 章園芸施設共済において、第 141 条、第 142 条については、当分の間、適用しない。
- 7 第 7 章任意共済において、第 146 条の 2 第 1 項第 8 号及び第 10 号、第 166 条、第 2 節第 2 款小損害実損填補特約（第 173 条の 2 から第 173 条の 4）、第 6 款継続申込特約（第 183 条及び第 184 条）、第 7 款共済掛金等分割払特約（第 185 条から第 188 条）、第 189 条第 2 項、第 195 条第 4 号、第 201 条第 3 項及び第 4 項、第 218 条、第 3 節第 3 款農機具更新共済（第 219 条から第 234 条）、第 4 節第 2 款臨時費用担保特約（第 235 条から第 237 条）、第 3 款継続申込特約（第 238 条及び第 239 条）、第 4 款共済掛金等分割払特約（第 240 条から第 243 条）、第 5 款自動継続特約（第 244 条から第 245 条）、第 6 款地震等担保特約（第 246 条及び第 247 条）については、当分の間、適用しない。
- 8 組合員から新型コロナウイルス感染症の影響により家畜共済に係る組合員負担共済掛金の払込みが困難である旨の申出があった場合の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 家畜共済に係る共済関係であって、当該組合員に係る最初の共済掛金期間に対する組合員負担共済掛金の払込期限（共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第 1 回目の払込期限。以下この号において同じ。）が、令和 2 年 3 月 30 日から令和 2 年 9 月 29 日までの間に満了するものについては、第 69 条第 1 項（共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、第 70 条第 3 項又は第 4 項）又は第 78 条第 1 項（共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、第 79 条第 3 項又は第 4 項）の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を令和 2 年 9 月 30 日とする。
 - (2) 前号の共済関係（第 55 条第 2 項の規定に基づき特定の日に関済責任が始まる旨を定めている場合を除く。）に係る共済責任は、第 55 条第 1 項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から開始する。

イ 令和 2 年 3 月 30 日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年 3 月 30 日

ロ 令和 2 年 3 月 31 日から令和 2 年 9 月 22 日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日

(3) 家畜共済に係る共済関係であって、共済掛金期間が令和 2 年 3 月 16 日から令和 2 年 9 月 15 日までの間に満了するものについては、第 69 条第 4 項又は第 78 条第 4 項の規定にかかわらず、当該満了の日の翌日から令和 2 年 9 月 30 日までの期間を組合員負担共済掛金の支払の猶予期間とする。

(4) 家畜共済に係る共済関係について、令和 2 年 3 月 16 日から令和 2 年 9 月 15 日までの間に第 82 条第 1 項の増額の申出があった場合にあっては、同条第 3 項の規定にかかわらず、増額する共済金額に対する共済掛金の払込期限を令和 2 年 9 月 30 日とする。

(5) 家畜共済に係る共済関係について、令和 2 年 3 月 16 日から同年 3 月 30 日までの間に第 11 条第 1 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合にあっては、譲受人に適用される共済掛金率が譲受人に適用される共済掛金率を超えるときは、第 69 条第 5 項又第 78 条第 5 項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の差額の払込期限を令和 2 年 9 月 30 日とする。

9 組合員から新型コロナウイルス感染症の影響により園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みが困難である旨の申出があった場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 園芸施設共済に係る共済関係であって、当該組合員に係る組合員負担共済掛金の払込期限が令和 2 年 3 月 30 日から令和 2 年 9 月 29 日までの間に満了するものについては、第 142 条第 1 項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を令和 2 年 9 月 30 日（共済責任期間を第 140 条第 3 項の規定により 1 年未満とする共済関係にあっては、共済責任期間の 2 分の 1 を経過する日又は令和 2 年 9 月 30 日のいずれか早い日）までとする。

(2) 前号の共済関係に係る共済責任期間は、第 140 条第 1 項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から 1 年間とする。

イ 令和 2 年 3 月 30 日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年 3 月 30 日

ロ 令和 2 年 3 月 31 日から令和 2 年 9 月 22 日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日

(3) 園芸施設共済に係る共済関係であって、共済責任期間が令和 2 年 3 月 31 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に終了するものについて、当該組合員から、その共済責任期間の終了する日（以下この号において「終了日」という。）から令和 2 年 9 月 30 日までの間に当該共済関係に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合は、第 140 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当該共済責任期間は、終了日の翌日から 1 年間とする。

附 則

- 1 この規定の変更は、奈良県知事の認可のあった日又は平成 30 年 7 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 変更後の規定は、平成 31 年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日以後に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、平成 30 年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、同日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日前に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係については、変更前の事業規程（第 7 章を除く。以下「旧事業規程」という。）の規定は、なおその効力を有する。
- 3 変更後の農作物共済又は畑作物共済の一筆方式に係る規定は、平成 33 年以前の年産の農作物に係る共済関係に限り、適用するものとする。
- 4 平成 32 年 1 月 1 日前に開始する家畜共済の共済掛金期間に係る共済関係についての変更後の第 84 条の規定の適用については、同条中「費用」とあるのは「費用（初診料を除く。）」と、「90/100」とあるのは「100/100」と、「100 分の 90 に相当する金額」とあるのは「金額」とする。
- 5 平成 33 年 3 月 31 日までに共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間）の満了する共済関係に係る共済掛金の無事戻しは、平成 34 年 3 月 31 日までの間に限り、旧事業規程の規定の例により行うことができる。
- 6 変更後の第 41 条、第 105 条、第 128 条及び第 150 条の規定は、平成 34 事業年度から適用するものとし、同事業年度前の事業年度における共済金額の削減については、なお従前の例による。

（平成 30 年 6 月 27 日 奈良県指令農経第 57 号）

附 則

- 1 この規程の変更は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係について、この組合が組合員との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に関済責任が始まる旨を定めたときは、第 55 条の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その特定の日から始まる。ただし、包括共済家畜区分に属する家畜（群単位肉豚を除く。）であって、その日以後飼養するに至ったものにあつては、その飼養するに至った時から始まる。
- 3 前項の共済関係に係る共済掛金の支払（分割支払をする場合にあつては、第 1 回目の支払）は、前項の特定の日から 2 週間以内にしなければならない。この場合において、第 65 条第 2 項の規定を準用する。

（平成 30 年 11 月 28 日 奈良県指令農経第 121 号）

附 則

1 この規程の変更は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 16 条及び第 53 条の変更規定 奈良県知事の認可のあった日又は令和元年 7 月 1 日のいずれか遅い日

(2) 第 135 条及び第 145 条の変更規定 奈良県知事の認可のあった日又は令和元年 9 月 1 日のいずれか遅い日

2 変更後の第 16 条及び第 53 条の規定は、附則第 1 項第 1 号に規定する施行日以後に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が始まる家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

3 変更後の第 135 条及び第 145 条の規定は、附則第 1 項第 2 号に規定する施行日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

(令和元年 6 月 21 日 奈良県指令農経第 40 号)

附 則

1 この規程の変更は、奈良県知事の認可のあった日又は令和 2 年 7 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。ただし、園芸施設共済に係る規定の変更（第 16 条、第 135 条、第 136 条、第 139 条、第 144 条、第 145 条、第 149 条）及び保管中農産物補償共済に係る規定（第 270 条～第 287 条）については、奈良県知事の認可のあった日又は令和 2 年 9 月 2 日のいずれか遅い日から施行し、第 5 条の変更規定は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。

2 変更後の園芸施設共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。

3 建物共済及び農機具共済並びに保管中農産物共済については、事業規程第 6 節の「大規模自然災害発生時の特例」を準用する。

4 変更後の附則第 9 項及び第 10 項の規定は、令和 2 年 3 月 30 日から適用し、令和 2 年 10 月 1 日に失効する。

(令和 2 年 6 月 30 日 奈良県指令農経第 45 号)

附 則

1 この規程の変更は、奈良県知事の認可のあった日又は令和 2 年 9 月 2 日のいずれか遅い日から施行する。

(令和 2 年 8 月 3 1 日 奈良県指令農経第 8 2 号)

附 則

- 1 この規程の変更は、奈良県知事の認可のあった日から施行し、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 16 号）の施行の日（令和 2 年 7 月 1 日）から適用する。
- 2 適用日前にされた改正前の第 2 条第 2 項第 3 号、第 60 条第 2 項第 2 号及び附則第 8 項に基づく行為については、なお従前の例による。
(令和 3 年 3 月 2 2 日 奈良県指令農経第 1 3 7 号)

附 則

- 1 この規程の変更は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 改正後の第 2 6 条の規定は令和 4 年産の農作物に係る農作物共済の共済関係から適用するものとし、令和 3 年以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。
(令和 3 年 6 月 2 8 日 奈良県指令農経第 4 7 号)

附 則

- 1 この規程の変更は、奈良県知事の認可のあった日又は令和 4 年 4 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 改正後の第 26 条の規定は、この規程の変更の施行の日（以下「施行日」という。）以後に共済責任期間が開始する農作物共済の共済関係（麦を共済目的とする共済関係にあっては、令和 5 年産のものに係る共済関係）から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する農作物共済の共済関係（麦を共済目的とする共済関係にあっては、令和 4 年以前の年産のものに係る共済関係）については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 86 条及び第 93 条の規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する収穫共済の共済関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する収穫共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第 112 条及び第 118 条の規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係については、なお従前の例による。
(令和 4 年 3 月 2 4 日 奈良県指令農経第 1 3 3 号)

附 則

- 1 この規程の変更は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。
(令和 4 年 7 月 1 日 奈良県指令農経第 3 5 号)

この規程の変更は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。
(令和5年3月31日 奈良県指令農経第132号)